明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務八二）　二
〔告示〕
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（復興庁三四）　三
○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（総務三二三）　四
○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同三二四）　五
○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同三二五）　五
○携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同三二六）　六
○広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同三二七）　六
○シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件の一部を改正する件（同三二八）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（同三二九）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三三〇）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同三三一）　七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同三三二）　七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三三三）　七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同三三四）　七
○技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件（文部科学一二二）　八
〔人事異動〕
防衛省　九
〔公告〕
諸事項　九
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人労働安全衛生総合研究所平成二十七事業年度財務諸表関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一一
会社その他
会社決算公告　一四